

一関藩医・建部清庵『民間備荒録』の成立経緯

——「民間備荒」構想の再検討に向けて——

林 潔*

1 はじめに

宝暦5年（1755）、奥羽地方において深刻な飢饉が発生した。その惨状を受けて、同年12月に、一関藩の藩医・建部清庵（二代）は「専ら邑長，保正に教へ，飢民を救はしめ，菓木を栽植，後の飢饉に備へしめん」¹⁾ ために、つまり藩内各村の村役人である肝入・組頭に救荒・備荒の方法を教えるために、民間から聞き集めた経験知及び和漢の典籍から得た知見をもって『民間備荒録』を書き上げた。同書以前の救荒・備荒書は朱子社倉法にもとづいて為政者の取るべき備荒策を論じたものであるのに対して、同書における救荒・備荒法は制度ではなく、村共同性に根ざした農民自身の経営理念・行動指針・生活技術である²⁾。こうした同書は「日本で最初の本格的な救荒書」として位置付けられており、特に「民が飢饉を自力で生き延びるための知識」を備えた「サバイバル・マニュアル」³⁾、つまり救荒手引書として先導的な役割を担った⁴⁾とされている。

ところで、宝暦6年3月15日付清庵の「同邑後学」である志茂玄寿⁵⁾による序文に見られるように、『民間備荒録』を書き上げた当初において、清庵はまず藩に献上した。

元策建君，民間備荒録ヲ上ル也。執事ノ大夫深ク之ヲ嘉納シ，公命ヲ俟タズシテ数十本ヲ騰写シ，以テ郡邑ニ頒チ行フ。且ツ邑毎ニ文字ヲ識リ農事ニ熟スル者ノ一人ヲ選テ，之ヲシテ其事ヲ督シ庶民ヲ教導セシム⁶⁾

「執事ノ大夫」つまり一関藩の家老は、「一タヒ建君ノ説ヲ聞テ，上命ヲ請ニ及バズ，下モ衆ニ詢ラズ，即日令ヲ発シテ邦内ニ宣布」⁷⁾ するほどに、清庵による備荒策を即座に受け入れて、

*りん けつ 京都大学人文科学研究所

数十本の写本を藩内の村々に配った。つまり、『民間備荒録』は肝入・組頭に教える救荒手引書であると同時に、藩への献策すなわち上書的な性格も兼ね備えている。したがって、清庵による「民間備荒」の構想も肝入・組頭をはじめとする百姓側を教えるための知見だけでなく、為政者側の家老を納得させるための合理性も同時に内包して打ち出されたものである。

この点に関しては、安孫子麟・守屋嘉美による『民間備荒録』の「解題」において、同書は「藩に対する献策であって、必ずしも「民間」の書とはいいがたい⁸⁾と指摘されているものの、藩への献策という前提は同書の成立においてどのような意味を持っているのかについては触れられていない。また、菊池勇夫は清庵から呈上された『民間備荒録』を受け取った家老が清庵の建言の趣旨に理解を示した理由について、同書は「備荒貯蓄の「社倉」論とリンクする側面をもってしたこと」や「商品経済の展開に即応した考えを示していた点」は説得力をもっていた⁹⁾と指摘しているが、このように為政者側の関心とも結び付けて展開された「民間備荒」の構想の意味合いを十分に検討していないまま、もっぱら「領主権力に頼らずに自治組織として運営する」¹⁰⁾あるいは「領主が関与しない、村々の自律性による」飢饉対策¹¹⁾と解釈している。

以上の先行研究における問題を踏まえた上で、本稿では『民間備荒録』の成立事情に着目して、同書は救荒手引書であり上書でもあるという二つの性格に留意しながら、建部清庵による「民間備荒」の意味合いを再検討する。

2 一関藩医としての建部清庵

1) 瘍科・建部家

『民間備荒録』の著者建部清庵（由正又は由朴，元策，正徳2（1712）～天明2（1782））は一関藩の藩医・建部清庵二代にあたる者で、寛政7年（1795）に刊行された杉田玄白との往復書簡集『和蘭医事問答』によって蘭学の先駆としても知られている。その家業は初代清庵、すなわち父・元水（不明～寛延元（1748））によって成り立ったものである。歴代清庵の経歴について、主に文政6年（1823）関元龍が編した「関藩列臣録」、弘化3年（1846）5月に五代建部清庵由道が書き上げた建部氏の「系譜書」¹²⁾、および建部家の菩提寺・一関の祥雲寺にある建部家代々の墓碑文¹³⁾からうかがわれる。本稿ではこれらの記載に基づいて、特に藩医・建部清庵の医業のあり方に着目する。

建部清庵元水について、「関藩列臣録」では以下のように記している。

祖父清庵某，江州人。初称左衛門。奉仕豊臣家。大坂之役後，貞山公以有旧招之，乃到江府，為鍼灸科。改称清庵也。父清元以客事堀長門侯。元水嘗学瘍科。嗣侯之時以礼貌衰

去之，侯怒禁錮之，是以東遊僑居本州江刺郡岩谷堂。又以業屢遊一関。元禄中，公聞其治験，召見之。乃賜稟給，命寓藩中。後至，宝永五年，改賜月俸十口，藥資料金五両。享保二年，公請堀侯，禁錮解矣，於是始委身子当家也。月俸十五口，歳金三十星。列伴食，又特賜家造料金二十両¹⁴⁾

これによると、建部家は本来鍼灸科であったが、元水の代に至って初めて瘍科（外科）として活躍した。元水が牛丸導策という者から瘍科を学んだとされているが詳細は不明である¹⁵⁾。ただ、大槻玄沢による『瘍医新書』の「例言」には「吾奥曩清菴建部先生有り。家世瘍科ヲ業トス。亦所謂阿蘭陀流也」¹⁶⁾とあることから、元水が学んだのは当時「阿蘭陀流」（又は「紅毛流」と称された外科術であろう。ちなみに、当時の「阿蘭陀流外科」はオランダ通詞がオランダ商館医から見聞きした「一二ノ膏油方法及ヒ手術」をもって広まった経験的な治療法であり、「金創脱臼等之手術器械」において諸漢籍の説より簡易便捷であるが、「其方術ハ差誤尤多ク」とされている¹⁷⁾。

ともあれ、元水の外科術は一関において評判がよく、当時の藩主田村建頭（元禄8年1695）の耳にも届いた。「系譜書」と合わせてみると、元水が奥州へ向かい江刺郡岩谷堂村に居を構えたのは元禄8年（1695）のことであり、それ以後度々一関表へ往診に赴き、田村家臣平田八兵衛¹⁸⁾の家来の瘡毒を治療したことをきっかけに、元禄10年6月に田村建頭に召見されて俵の下賜をもって一関に留められた。その後も御暇を願う度に下賜物等で留められ、さらに宝永5年（1708）に一関城下の屋敷を貸下げ扶持米と薬資を与えられた。享保2年（1717）、ついに藩主（田村誠頭）の取り計らいにより堀長門侯による奉公の禁錮を解かれ、一関藩の藩医として正式に召抱えられるに至ったのである。

ここではまず仙台藩江刺郡岩谷堂村との縁に注目したい。のちに二代清庵由正が『備荒草木図』（明和8年〈1771〉成）の編纂に携えた際に、岩谷堂村の大肝入・遠藤志峯は自編の『荒歳録』や草木の根と葉数品を贈り多大な助力を寄せたが¹⁹⁾、元水の頃からのつながりと無関係ではないと推測する。次に、元水は一関藩主から度々引き留められるほど、医術の腕は確かなものであったのだろう。その評判を維持できたのは、当時世間一般の瘍科より優れた医術若しくは医徳を持っていたからと推測できよう。また、在郷医から藩医に至る元水の経歴から、その医業活動は身分階層と地域を跨ぐものであったとうかがえる。このような医業活動の特徴は二代、三代にも受け継がれており、とりわけ二代清庵由正に見られる「民間」に対する強い関心の前提にもなっていたと考える。

2) 二代建部清庵由正

さて、二代建部清庵由正について、「関藩列臣録」では次のように記している。

二代清庵由朴，幼名元竹，改称寿達，又改元策，延享四年八月二十八日嗣焉。初受業於宗藩小松寿哲，又学蘭方於江府富永健意之門也。元文二年，特旨賜糧一口，金二星，藥資金二両焉。延享中，升列謁者。寛延中，修業于石港。嘗訪明師哲匠，多得禁方秘訣，内外両科大行，名播四方，弟子益多矣。宝曆凶荒之時，製方以救食毒。又著備荒録，而頒封内。公賞之，賜列監察，尋又升伴食，任奉藥。安永中，改賜穀禄百十石，列扈從長²⁰⁾

前述の「系譜書」と照らし合わせてみると，由正が仙台藩医小松寿哲に入門したのは享保15年(1730)，十九歳の時である。小松寿哲は江戸定府の御近習医であるため，由正は師に従って共に江戸へ登り，寿達に改名した。享保18年，師の寿哲と共に仙台に戻った際に，藩主の参勤の御供の内意を受けて寿哲の門下を離れ，一旦一関に帰郷してから翌年の御参勤の御供として再び江戸へ登った。その際に，「御近習並之心得」で「医学勝手次第入門仕るべき」との旨を言い渡され，御用の時以外では医学修業の自由が許された。江戸萱場町在住の富永健意に入門し，元策と改名したのもその頃のことであるという。元文2年(1737)にさらに江戸勤番を言い渡されて，同4年までの間「他行勝手次第」のまま江戸にて医学の修業を続けた²¹⁾。一方，祥雲寺にある天明2年7月三代清庵由水(由正の三男)による由正の墓碑文の中で，その医学修業について，

家翁瘍科，家学具奉訓。享保庚戌年甫十九，更受業宗国松寿哲，居五年，去省桑梓。同甲寅陪述職，侯賜資，放使講業。西邸東邑相阻千里，来往累歳皆尽成就

と記されている。そのほか，清庵由正は宝暦13年(1763)7月に一関に来訪中の仙台藩元藩儒の芦東山と交流があり，東山が同月25日の日記の中で清庵由正について，「外科小松善庵御門人録_三江戸町医富永健意細川播州守様_江出入」と記録している²²⁾。これらによると，「小松寿哲」あるいは「松寿哲」は，つまり「小松善庵」のことで仙台藩の御近習医を勤める外科である²³⁾。

江戸での医学修業について，墓碑文では「甲寅」の歳つまり享保19年(1734)に藩主の参勤の供をして江戸へ登り，それ以来江戸と一関の間を往来して医学の修業を成就したとあるが，「富永健意」については言及していない。また，晩年の清庵由正は安永2年(1773)4月9日付杉田玄白宛て書簡の中で，江戸での医学修業について自ら次のように振り返っている。

- 一 享保年中拙老弱年之頃，為家業出府講習之砌，紅毛医書桂川様御家ニ御所持被成候由承及候間，何卒御弟子ニ罷成，右書拜見仕度，紹介を以御門人衆迄相伺候所，其節は弟子御取不被成候由ニ而願望不相叶候〔後略〕

- 一〔中略〕拙老義も世間並之紅毛流不信ニ存、壯年之頃より諸家秘置候伝書を色々手を入借候而、十四五部見候処、多分膏薬油薬計ニ而、致歴覽に随ひ不信^(ママ)向ニ成、漸四十歳之頃より唐流を建立仕度と相企候得共、生得不才ニ而埒明不申²⁴⁾

ここでは、阿蘭陀流外科である幕府医官の桂川家へ入門する願いが叶わなかったことが述べられているが、やはり富永健意について触れていない。前述の芦東山の日記による小松の門人録では、清庵由正が江戸町医の富永健意の処を出入りしたことが記載されているにもかかわらず、由正自身と身内がわざわざ言及しなかったのは、恐らく富永は由正が不信感を抱いていた「膏薬油薬」ばかりを頼る「世間並之紅毛流」の一人でしか過ぎなかったためだろう。

由正は約十年の間江戸と一関の間を行き来して医学の修業を続けていたが、その半分の年月は半ば公用の身で、藩から学資の援助も受けていた。延享4年（1747）8月28日に、由正は父・清庵元水の隠居に伴い家督を相続したのち、寛延年間（1748～51）に石巻へ赴いてさらに医学の修業を積み、また「明師哲匠」を訪ね、「禁方秘訣」を多く得たというが、詳細は不明である。

ただ、上述の阿蘭陀流外科に関する十四五部に及ぶ「諸家秘置候伝書」の他、由正は明和7年（1770）閏6月18日杉田玄白に宛てた書簡の中で、仙台における「中ノ目道味」という南蛮由来の中条流婦人科の医者に言及している²⁵⁾。また『民間備荒録』において、のちにそれぞれ序文と後書を寄せた橘寿国と井戸玄医はいずれも「前典薬頭延寿院道三」つまり曲直瀬道三の流れを汲んだ後世派の漢方医であり、同書の本文の中でも後世派の大家・香月牛山や、李朱医学の元祖である李東垣と朱丹溪の著書がしばしば引用されているからみて、由正は家学の瘍科のほかに後世派漢方医学も嗜んでいた可能性が高い。ただし、由正は後世派の医書だけでなく、後世派を批判した古方派医の香川修庵の著書を含め、様々な医書・本草書・農書を引用した。以上からみて、由正の医学修業は専門と流派に拘らず、多種多様な経験と知識を総合した「経験主義的な」²⁶⁾ものだったのだろう。

こうした清庵の医業は正に「内外両科」ともに大に行い、しかも「名播四方、弟子益多」というほど高く評価されたが、そもそも当時において「内外両科」をとにも行うことは医者としての名声を損なってしまう危険性を伴うことであった。前述の明和7年閏6月18日付玄白宛て清庵由正の書簡において、

古人の語ニも、内の症或不及、其^(ほか)外外の症則必根于其内也と有り。膏薬油薬計外より貼りてハ埒明^(き)さる事有り。其故、内薬を用すれば、内医ハ腫物の寒熱虚實を見知らぬ故、外科より相談を仕懸ねばならず、其も悪意地な内医ハ外科の言事ヲ不用、知らぬ事ニ我意を張り病人を誤る事多し。不得已、外科内科ヲすれば、射利のために内外兼而すると悪

(ママ) 姓な医者共か誹謗するを聞バ、凡夫の浅猿しきハ嗔恚のたねとなり、自然ニ陰徳を破る事也と思てせず²⁷⁾

と書かれているように、確実な治療を施すには外科と内科両方の知識がなければならないが、内外両科を兼て行えば「射利のために」と誹謗される恐れがある。それでも、清庵由正が内外両科をともに行ったのは、何より病人の治療を第一位に置いていたからである。門人の曾根意三²⁸⁾が『民間備荒録』の跋において「先生業外科、而非世俗所謂外科者流之比。至湯液鍼灸之術、活人無算」²⁹⁾と記しているように、清庵由正が外科を業としながらも専門と流派に拘らず、内薬や鍼灸などの治療法を積極的に併用していたのは、ほかでもない人を活かすためである。世間一般の阿蘭陀流外科に対する強烈な不信感も、人を活かすという医者としての使命感から由来するものであろう。このような医者としての使命感は初代清庵由水から受け継いだものか、あるいは長年にわたる医学修業と医業の経験の中で培ってきたものかもしれない。いずれにせよ、清庵由正は信頼できる医者として、一関地方において多くの人々に頼られたのである。

文化8年(1811)春から翌年10月頃までの建部塾(三代清庵由水の代)の診療記録にも見られるように、内科と外科の診療割合はほぼ五分五分であり、婦人科・小児科・眼科・鍼灸などの治療例もある。患者の身分は武士層よりも町人・百姓など庶民層が圧倒的に多く、一関城下を中心に磐井郡・栗原郡・胆沢郡など近郷近在からあまねく来診があったことがわかる³⁰⁾。由正の次の代の診療記録ではあるが、一関地方において瘍科を家業とする藩医・建部清庵は、病気の種類と身分にかかわらず、城下のみならず在郷の人々からも多大な信頼を寄せられていたことが見て取れる。近世において医者は「三代ナレバ弥医ノ道サカン也」³¹⁾といわれるように、こうした信頼の基盤は言うまでもなく一代で築かれたものでは決してなく、初代清庵由水からはじめ、二代清庵由正の代において強められた在郷とのつながりの一端がうかがえる。

こうして医業をもって築き上げられた在郷とのつながりの強さは、のちに由正の『民間備荒録』の執筆動機にも反映された。

ここで一つ留意したいのは、確かに由正が長年にわたって医学修業を続けていた原動力は世間一般の阿蘭陀流に対する不信感であり医者としての使命感であるが、その医学修業が続けられるにあたって、藩から与えられた修業の自由と学資は無視できない。のちに清庵由正は献策の形で『民間備荒録』を家老に献上したのも、己の医学修業に対して理解があった藩への信頼による選択であろう。

3 宝暦の飢饉における『民間備荒録』の成立

1) 宝暦の飢饉と一関藩

清庵由正の門人であり『民間備荒録』の校訂者の一人である一関の眼科医・衣関甫軒³²⁾が同書の題言において、「清庵先生選此篇，非有意徧救世之蒼生，唯為其闔境窮民已。而書肆申椒堂請上梓，辭固請」³³⁾と書いているように、清庵が『民間備荒録』を編纂した当初は出板をもって不特定多数の世人に普及する意図はなく、あくまで一関領内の困窮の村民を救助するためであった。したがって、『民間備荒録』の性格を正しく理解するために、まずは同書成立の背景、つまり宝暦の飢饉における一関藩の状況を見てみよう。

宝暦5年（1755）より翌6年にわたる奥羽地方の大飢饉の引き金となったのは同年の冷害型凶作であるが、最大の原因は三都従属型の市場経済に翻弄されつつある奥羽諸藩の買米・回米政策による貯穀の空乏である。十八世紀半ば、市場経済の浸透は一方では幕府・藩による御救機能を後退させ、もう一方では農民生活を深く巻き込み、農民たちは目先の換金のために凶作の備えを後回しにして穀物売り急いたせいで、ついに凶作に耐えずあつという間に飢饉に陥ってしまう始末になった³⁴⁾。

一関藩田村氏は幕命によって仙台藩（62万石）から3万石を分知された内分分家大名ではあるが、本家からの完全独立はありえず、領内支配は宗藩である仙台藩への従属性が強く、農政と租税体制もほぼ仙台藩のそれを踏襲していた。ただ、一関藩は独立の家臣団・職制・徴税機構を完備しており、直接一円支配する領地の農民から年貢を徴収して支藩の財政収入にあてることができるため、内分分家大名の中でも比較的自立性を有する支藩であったとされている³⁵⁾。また、一関藩は財政維持のため仙台藩に従って近世を通じて買米制度を実施していたが、米産地の仙台領と違って水害が多く、財政状況は終始厳しかった。さらに財政の窮乏が深刻化していく宝暦期以降には藩の買米価格が地元相場以下となり、農民に敬遠されるようになった。こうした財政難の打開策として宗藩からの援助のほか、「加役」「御手伝」と称する家臣の減俸や、裕福な百姓・町人に「御貸上」といった献金・献穀を求める方法をとっていたが、宝暦の飢饉の際にはこれらの方法だけでは土民の救いに間に合わず、在方で雑穀などを貯えている農民を説いて貸上げさせ、御家中に対して面扶持制を実施するという苦渋の対処法をとらざるを得なかった³⁶⁾。

しかし、このように一関藩は財政難に喘いでいたが、宝暦の飢饉の際に、仙台藩領では二万人余りの餓死者を出したという³⁷⁾のに対して、一関藩では藩の初蔵を開いて飢民の救済に尽したため、一人も餓死者を出さなかったといわれる³⁸⁾。これについては『民間備荒録』の凡例の中に見られる。

我一閥にハ儲蓄倉をひらかせたまひ^(イ)、大夫〈家老〉、司農〈郡代〉の侶〈かたがた〉心を
 尽し救はせられけるゆゑ^(エ)、餓莩〈うへしに〉の患ハあらされとも、他郷〈たりやう〉より
 来る流民〈地逃百姓〉、鵠形鳥面〈くひと足もほそく口とかりほうこけた〉の老弱男女
 〈としより子共おとこおふな〉、蟻^(ニ)のごとく群来るハ目もあてられぬことともなり³⁹⁾

当時の一閥藩における飢饉対策の詳細は、『民間備荒録』の後編にあたる『備荒草木図』の
 題言において以下のように記されている。

こゝに我一閥^者、郡邑〈むらかた〉の儲蓄倉を開せ、諸吏〈やくにん〉に命〈おほせ〉あ
 りて、戸々を巡見せしめ、普く封内〈りやうぶん〉に在るところの飢人を訪て、白粥を食
 はせ^(ワ)、久しく飢疲たる者に^者、まづ糲湯を飲しむ。氣力を調^(エ)へて後に、毎日間斷無く米を
 与^(エ)へ給ひしかば、飢民恩沢を歎喜、力を得て、踴躍進んで山に登り沢に下り、木葉・草根
 を採^(イ)ひ採て親製〈つくりこしらへ〉し、米に雜^(エ)へて賦食^(エ)の助とせしゆゑ、餓死〈うゑじ
 に〉流亡〈さいしよをはなれ〉の患なく、百姓安堵せり⁴⁰⁾

このように、宝暦の飢饉の際に、一閥藩ではまず藩側が主導して救荒に尽力したため、飢民
 の「餓死流亡」を防ぐことができたという。

仙台藩の場合、享保の飢饉の際に買米で莫大な利益を得たこともあり、本来御救機能を担う
 藩備としての各郡の困窮が藩財政上の理由からほとんど取り崩されて江戸廻米にされたため、
 宝暦の飢饉ではほとんど機能を果たせなくなった⁴¹⁾。それに対して、一閥藩は不作が多く買米
 で得た利益が相対的に少なかったためか、かえって危機管理の意識が高かったであろう。

ただ、餓死者を出さなかったとはいえ、宝暦の飢饉の際に一閥藩は深刻な財政破綻に陥って
 しまった。宝暦5年の年貢収入高は僅か4611石余で、前年の三分の一を下回っている⁴²⁾。加
 えて、他郷から領内に流れてきた地逃百姓も「蟻のごとく群来る」というほど数が多く、藩の
 御救だけでは対処が追い付かず、疫病や食糧不足の不安が領民に重く押し掛かっていたことは
 想像に難くない。だからこそ、飢民には御救を頼るばかりでなく、「木葉・草根を採ひ採て」
 救荒食を自ら作り拵えて「賦食の助」とする必要があった。建部清庵由正はまさにこのような
 需要にいち早く気づいたため、「民間備荒」の構想を打ち出したのである。

2) 成立時の『民間備荒録』の性格

宝暦5年(1755)12月に成立し、家老に献上された当初の『民間備荒録』の原本も写本も残
 念ながら未だ発見されていないが、現在確認できるもっとも古い刊本は江戸の書肆申椒堂須原
 屋市兵衛より板行された明和8年(1771)春板のものである⁴³⁾。

明和8年春板の刊本『民間備荒録』において、自序には「宝暦乙亥孟冬日」（宝暦5年10月）とあるが、「此書十二月に編たれとも、自序に孟冬日と記せるハ、不忍之情発するの日なれハ(イ)なり」⁴⁴⁾ という凡例の中での記載から、自序は宝暦5年12月に書かれたものと断定できる。凡例の中で、「乙亥の飢饉に民間にて親製し用ゐ、糧として益多かりし草木若干種、邑長〈きもいり〉、保正〈くみかしら〉、老農〈としよりととも〉に問ひ書集め置たるを編て、後日後編に出さんとす」⁴⁵⁾ から始める最後の一条は明和8年に成立した『備荒草木図』の編纂事情を示唆する内容であるため、恐らく宝暦6年以降に加筆した内容であろう。それ以外の凡例の内容は同じく宝暦5年12月の段階で書き上げたものと思われる。

上下二巻の本文について、巻之上は備荒に関する「備荒樹芸之法」「備荒儲蓄之法」、巻之下は「療垂死饑人法」「救水中凍死人法」「食草木葉法」「食生黄豆法」「食生松栢葉法」「辟穀方」「米糝味噌之法」「風犬咬傷治法 附、諸虫獸傷」「食草木葉解毒法」「祈禱」、つまり救荒に関わる内容で構成されている。そのうち、「食草木葉法」の「五加苗」の項における「宝暦六年丙子の春」以降の記述、及び「風犬咬傷治法」において「宝暦十二年の秋」以降の記述は宝暦6年以降に加筆した内容と断定できる。これ以外、執筆の時期に関する特記事項は見当たらない。校訂の段階における若干の修正はあつたであろうが、ほぼ宝暦5年12月の段階で書き上げられた内容のままであると推測できよう。

『民間備荒録』の執筆動機について、清庵は自序の中で以下のように記している。

王者以レ民為レ天、民以レ食為レ天、其天とする所同(ロ)しからざるがごとくなれども、農を以て本とし重んずるは、異なることなし。農ハ天下の本也。本固ければ国安し。吾人小禄あるもの、平生鋤芸の勞〈たをうなひくさとつたりのほねをり〉なく、生涯をやすんずるも亦農夫の力、吾人の天にあらずや。しかるに今茲霖雨〈ながあめにて〉破レ稼、米粟〈ごくこく〉不レ登、農夫菜色あり。予これを見るに忍はず、みづから才の拙をはからず、民間備レ荒〈ひやくせう仲間できゝんのそなへ〉の術を(マ)禄し、邑長〈きもいり〉、保正〈くみかしら〉にあたへて、彼の天恩を報んとほつするのみ⁴⁶⁾〔筆者下線〕

また凡例においても、

吾人平日農夫の力にて安楽に歳月を送りし恩の万分の一をも報なんハ、慙て此時なる(ヘ)へしと、昼夜あんし煩らひしかとも、素より不学不才〈もんもう不了簡〉なれハ施すへき術なかりしに、一日我友郷内勝清の廬を訪ひ、荒政の談〈ききんさバきのものたり〉に(オ)をよひければ、机上に有りし荒政要覧を出し見せられけるより、慨然として草根木葉須臾の死を緩すへきことを悟り〈ぐとぐとあんじていやうよりハいつそくさのねきのはてなりともち

つとのあいたもいけてをくがよいとがてんして)、此書を編て邑長〈きもいり〉、保正〈く
ミかしら〉にあたへ、又解毒の二方を調合し同郷の民に施し、平日の恩に報ふ⁽⁵⁾⁴⁷⁾〔筆者下
線〕

と記している。ここで繰り返し強調されているのは「農夫の恩」である。町家出身の俳人であり医者でもある常盤潭北による『野総茗話』（享保18年〈1733〉刊）の中でも「農ハ五穀を作り出して天下の命を養ふ恩あり」⁴⁸⁾とあるが、潭北は「予の如き一畝耕さざる者迄も凍餓の患なく安座して、各々と道を議論し、楽を尽すは莫大の御恩」つまり「天子」（為政者）の恩⁴⁹⁾であるとし、農民を自らの報恩の対象にまで据えていなかった。それに対して、清庵にとって「農夫の恩」はただの一般論ではなく、自分と直結する「安楽に歳月を送りし恩」であり、『民間備荒録』を執筆したのは正に「農夫への報恩」のためであると述べている。

近世において、藩医とは医者であると同時に士分格をもつ藩士でもある。藩士の場合、恩は第一義に君臣関係における君恩を意味し、報恩の対象といえば藩主であることは一般論だが、藩医としての清庵は君恩よりも「農夫の恩」を前面に出しているのはいささか特異に見える⁵⁰⁾。清庵はこの段階で十五人扶持の下級藩士にあたる身分ではあったが、藩士よりも医者としての意識の方がより強かったのだろうか。前述のように、医業をもって築き上げられた在郷とのつながりから察するに、清庵が「農夫の恩」という考え方に共鳴したのも不思議なことではないが、ここでは清庵による「天」及び「農ハ天下の本也」という論理の展開の仕方に注目したい。

すでに寛永大飢饉（1641～1643）の後幕府が農民撫育の政策を打ち出した時代背景において、儒学知をもって書かれた政道論の書『本佐録』（寛文7年〈1667〉～延宝5年〈1677〉の間で成立したとされる）⁵¹⁾では「百姓は天下の根本也」⁵²⁾と主張し、為政者が「天道」に基づいて百姓を撫育することの重要性を説いている。また、元禄9年（1696）2月1日付の貝原益軒による「農業全書叙」では、「食は惟れ民の天なり、農は政の本たり」⁵³⁾とある。

『農業全書』は元禄10年に刊行され、著者の宮崎安貞は自序において、「農業の術は人を養ふの本也」⁵⁴⁾と述べており、さらに同書の「農事総論」において、「天万物を生ずる中に、人より貴きはなし。人の貴き故は則天の心をうけ継て、天下の万物をめぐみやしなふ心、⁽⁵⁾をのづからそなはれるを以てなり」⁵⁵⁾と述べ、益軒の影響を受けつつ独自の主張を展開している⁵⁶⁾。『農業全書』は日本最初の本格的農書であり⁵⁷⁾、『民間備荒録』の主な参考書の一つでもある。清庵の「生涯をやすんずるも亦農夫の力、吾人の天にあらずや」という主張も宮崎安貞による影響が色濃く反映されている。

しかし、儒学における「聖人の政」の一環としての民の「教化」⁵⁸⁾に依拠して農民向けの農政・農術啓蒙論を展開していく貝原益軒や宮崎安貞と違って、清庵は「農ハ天下の本也」と政道論を敷衍しつつも、自分の立場はあくまで農夫の力によって養われる「小禄あるもの」であ

るとわきまえて、これ以上政道論に立ち入らなかった。その代わり、「天」というあらゆる人倫秩序の普遍的・絶対的根拠を用いて農夫の恩を「天恩」に置き換え、報恩の立場から「民間備荒」論を展開していく。ここでは、政道論に対する一種の配慮がうかがえる。

ではなぜわざわざこのような配慮を示さなければならなかったのだろうか。もし『民間備荒録』は単なる肝入・組頭に教えための救荒手引きならば、政道論を敷衍するような前置きを特記する必要もないだろう。しかし本稿のはじめに述べているように、清庵は『民間備荒録』を直接在郷の肝入・組頭に手渡したわけではなく、まずは藩側の家老に献上した。宝暦の飢饉の惨状を目の当たりにした清庵は、何よりも「須臾の死を緩す」ために、救荒の方法を効率よく各郡村に普及させる必要があった。そのために、清庵は家老に献言し、藩から写本を頒布して「邑毎ニ文字ヲ識リ農事ニ熟スル者ノ一人ヲ選テ、之ヲシテ其事ヲ督シ庶民ヲ教導セシム」という着実で有力な普及手段を選んだのである。政道論を敷衍する部分は、まさに同書の上書の側面を反映している。

宝暦6年3月15日付志茂玄寿の序文の中で、「夫レ人臣、時君ノ知ニ遇コトヲ得テ尊官ニ任シ厚禄ヲ受ル者、豈ニ忠ヲ竭シ誠ヲ尽シ以テ所天ニ報センコトヲ欲セザランヤ」と記しているように、君恩を受ける家老にとって、「天」に報いることは藩主に忠誠を尽くすことであると、家老が清庵の建言を聞き入れて『民間備荒録』を藩内に頒布したことは、まさに「言路開ケ賢士進テ、執事大夫ノ忠ヲ竭シ国ニ報スル所以ノ者ノ其極ニ至ル」ことであるという⁵⁹。これは第三者による後付だが、「天に報いる」ことの論理の普遍性が見て取れる。「君恩」と「農夫の恩」は内容こそ異なるが、同じ「天恩」である。清庵が「天」「天恩」を前面に置いたのは、「農夫への報恩」の倫理的正当性を切り口に、家老に自分の建言を聞き入れてもらおうとしたためではないだろうか。

また、「備荒樹芸之法」の最後において、

右棗、桑、柿、栗ならひに油菜の種子を多く求め、肝入、組頭平日心を尽しなバ、年の豊凶によらず、国の利潤となり、いかほどの大凶年にてても餓死の憂なく、四民富榮る事なり。農ハ天下の本なり、本固ければ国安しといへば、大切至極なるハ農事にしくハなし。故に智ある人は、此種芸の術、甚国家の利潤なる事を知るべけれども、愚民ハ目前の利のミ好むゆゑ、遠くはかり永く勤る事ハ、必ず心をよせぬものなれば、其利潤の出る所を、近くたとへて論すべし⁶⁰

と締めくくり、自序と呼応する形でもう一度政道論と関連つけ、さらに「国の利潤」「国家の利潤」すなわち藩財政への配慮を見せている。これは家老の関心に即して付け加えたものと思われる。つまり清庵は、

凶年にも農家富饒なれば、年貢滞ことなく上納するゆゑ^(え)、上下ともに富饒に成る理あれども、此書ハ専ら民間の事を説ゆゑ^(え)、肝入、組頭のあづからざる事は略すなり^(ど)

というように、藩財政は肝入・組頭にとって「あづからざる事」であるとわきまえていた上、「肝入、組頭ハたゞ農工商の事のみにこゝろを尽すべし」と念を押している^(せ)61)。したがって、ここでいう「国家の利潤なる事」を知るべき「智ある人」とは、肝入・組頭というよりも家老ないし地方代官を意味していると考ええる。

ちなみに、清庵は「民間」と区別して、「采地」も例に挙げている。

士大夫五貫〈五十石〉、三貫〈三十石〉も采地〈ちぎやうとり〉ある人ハ、其采地の内、墾地、隙地あらは、桑、柿、栗を多く栽さすれば^(せ)、三貫文の采地の士ハ、四貫にも又其余にも当る利潤出る事なれども、民間のことにあづからねハ、こゝに略す^(ど)62)

ここで言う「采地」とは、在郷藩士が直接耕作に携える「御家中手作地」のことだろう。一関藩は仙台藩に従って石高制ではなく貫文制を採用していたが、藩成立の当初より地方知行制が形骸化して、実際は知行高の四ツ物成で現米支給の形をとっており、僅かな地方知行も田村氏所領総高の1%にも満たない零細な規模の「御家中手作地」であり、家臣団が知行地を支配して農民から年貢諸役を徴収するという形のものではなかった^(せ)63)。これら僅少な手作地は大飢饉のなか藩財政が酷く破綻した際に、家中の者にとってむしろ生活を維持するための命綱になっていたと推測する。清庵は「民間」のことではないと断りながら、手作地を例に挙げたのも、知行取り衆の筆頭である家老を説得するためであろう。

以上のように、『民間備荒録』は成立の当初において、一方では肝入・組頭をはじめとする百姓仲間を教えるため、もう一方では為政者側の家老の支持を得るための論理構造を備えていた。ただし、この二つの側面は決して単純な本音・建前として切り離すべきものではない。むしろ、清庵による「民間備荒」の構想は藩の荒政を強く意識して打ち出されたものである。

4 「民間備荒」の意味合い

さて、上記の自序から見られるように、清庵による「民間備荒」というのは、「百姓仲間で飢饉の備え」を意味している。「民間」について、清庵は右側に音訓表記（「ミンかん」）に加えて、左側に「ひやくしょう」（百姓）あるいは「ざいごうて」（在郷で）と注記している。この左側の注記の仕方は、他でもない肝入・組頭にわかりやすく教えるために、一関地方における方言・俗語を用いたもので、同書の大きな特徴の一つでもある。つまり、同書の主旨は「専ら

邑長、保正に教へ、飢民を救はしめ、菓木を栽植、後の飢饉に備へしめんとす」るものであると明記されているように、肝入・組頭を先導に百姓仲間が主体として救荒・備荒を行う、といった在郷における能動的な飢饉対策を教えることである。

なぜ「民間」における飢饉対策を説く必要があったのだろうか。凡例で述べられているように、清庵は「民間備荒」の着想に至ったきっかけは、友人の郷内勝清という目付役⁽⁶⁴⁾との「荒政の談」である。「荒政」とは備荒・救荒に関わる政策のことで、もとより為政者の領分である。清庵は一関藩の荒政について以下のように述べている。

我か一関には古来より救荒の御備とて、所々に儲粟倉建^(お)をかれ、飢民を救せたまふゆゑ^(う)^(え)、諸民各私の貯をなさず^(す)、只御救を仰、今茲のとき凶年には茫然として計なきに至る。信也哉⁽⁶⁵⁾

つまり、一関藩では従来、藩による「救荒の御備」で飢民の救助に尽してきたが故に、諸民は各自で飢饉に備える備荒意識が乏しく、ただ消極的に御救を仰ぐ一方で、ついに宝暦の飢饉の厳しい状況の中で為すすべもなくなったという。前述のように、宝暦の飢饉において一関藩は幸いにも餓死者を一人も出さなかったのは、藩が率先して御救に尽力したからと清庵は認識している。しかし藩の御救には限界があり、せいぜい餓死者を出さなかったが、村々の飢饉による被害はかなり深刻だったものとうかがえる。ここでは一関藩の荒政の行き詰まりが見て取れるが、清庵はこれ以上荒政について議論するのではなく、代わりに問題の所在といわれる諸民の備荒意識の欠如に着目し、さらに「是皆、平日邑長、保正心を不^(ま)尽ゆゑなり」、つまり責任の所在は心構えが足りなかった村役人である肝入・組頭にあると指摘している。

愚民〈どんなものども〉ハた、金銀を貯ることのミを好とも、飢ても不可食、寒して不^(ま)可^(ま)衣、一旦卒に遇^(ま)凶年、凍餒〈こ^(ま)へうへ〉を不^(ま)能^(ま)免^(ま)ことを不^(ま)知。又五穀を蓄ことを知る者は、我一人の利欲のミをはかりて衆と共にせず。故に桑、棗、柿、栗を栽の荒歳にたすけあることをしらす⁽⁶⁶⁾

清庵によると、「愚民」（どんな者ども）は目先の私利私欲ばかりを追求するため、凶年になると飢饉に苦しまれることになる。そして、『荒政要覧』（巻九）に記されている明の太祖の荒政を挙げて、民にとって遠い存在である為政者でさえ「民の凶年に苦事を哀たまひ⁽¹⁾、預防の法を教たまふ⁽²⁾」ならば、ましてや「同村に生、一村の内より撰出され肝入、組頭」は「村朋輩の飢渴に及を哀⁽³⁾みおもふ心」をもって備荒法を考案し、仲間である村人たちを率いて備荒に取り組むのは至極当然のことであると、清庵は主張している。さらに、

今一村にて頭立役を勤、一村より給分を受るは、即衣食を受るにあらずや。然れハ懐^(ハ)其憂^(ウ)死^(シ)其事^(シ)の職分なり⁶⁷⁾

というように、清庵は救荒・備荒法を考案し村人に教えるのは一村の内より選び出される村役人である肝入・組頭の「職分」であると認識している。以上を見るに、清庵による村役人の「職分」の捉え方は為政者のそれを敷衍するような一面も持っているが⁶⁸⁾、両者は明確に峻別されている。たとえば「備荒儲蓄之法」の実施にあたって、

先肝入、組頭相談して、他国の物を求めず、其地の産物にて衣食事たるやうにするが肝要の計なり。士農工商の四民ハ天地同胞のものなれども、士〈さむらひ〉ハ肝入、組頭の沙汰するものにあらず^(ウ)。農工商〈ひやくしやうしよくにんあきんど〉は皆農より出るものなれハ、肝入、組頭其土地の産物を考へ、木綿を多く産する地ならば、四民ともに常服に木綿を着するハ益なり⁶⁹⁾

とあるように、「農」の主導者である肝入・組頭の「職分」の範疇は「農工商」であり、「士」の領分には干渉すべきではないと、清庵が明言している。つまり、村の構成員である肝入・組頭の「職分」の前提になるのは、村人たちとの連帯性であり、「村朋輩」を「哀ミおもふ心」という気持ちの共感である。そうした肝入・組頭の「職分」の内容は藩の荒政に干渉しない範囲で、村の内部から自村の状況に応じて具体的な備荒法を考案することである。ここでも為政者側の領分である政道論に対する配慮がうかがえる。

このように、清庵は藩の荒政を是認する観点に同意を示した上、荒政の行き詰まりによる飢饉の危機的状況を打開する切口は「民間」にあると示唆し、荒政の肩代わりとして、肝入・組頭がリードする百姓仲間を主体とする能動的な救荒・備荒の方法すなわち「民間備荒」法を説いていく。

ただし一つ注意すべき点は、こうした百姓仲間が主体として取り組む「民間備荒」の仕組みにおいて、藩側の関わりを排除する意図がまったく含まれていない。その逆に、清庵は藩側による監督の必要性も用心深く説いている。

清庵はまず、「民間備荒」においてもっとも大事なのは村役人である肝入・組頭の心構えではあるが、肝入・組頭の中でも「奸曲〈わるじやうな〉成る」者もいるため、年貢の上納に関しては、老農を先頭に各家の代表者で集める「村の会日」を定めて、村全体で寄合いを行うべきと述べている。

此日に惣村の者立合て、貯置たる賦食高并各納たる棗、柿、栗の高、簿書に合せ、改め置

へし。猶又、惣村百姓談合して、墾地、隙地もあらは、桑、柿、栗を多く栽る簡すへし。⁽⁶⁾
尤村の内に、甚貧窮して竈をたをす程の難義なる者あらば、これも又飢饉におなし理なれ⁽⁷⁾
ハ、肝入、組頭、老農ともに吟味して、右其者の納置たる高に応じ、貯置ぬる賦食の内に⁽⁸⁾
て救ふへし。⁽⁹⁾〔中略〕惣村寄合たる時、た、酒を飲ミ楽む事のミ専一とせず、其年の氣候⁽¹⁰⁾
を考へ、老農のむかし物語を能聞て、農事の工夫を簡し、各土地良薄、種子、糞壤〈こゑ⁽¹¹⁾
こやし〉の有無〈ありなし〉を相談し、余りある者ハなき者へ借し、なき者も自力にてな⁽¹²⁾
る程ははたらき、其上にてもたらずんは、肝入、組頭に談合し、余り有る方より借りて耕⁽¹³⁾
作し、各栽置たる四木より年貢を出しぬる外に、過分の余りあるなれば、それにて償へか⁽¹⁴⁾
へすべし⁷⁰⁾〔筆者下線〕

このように、村の寄合において全村の百姓で「立合」・「談合」し、肝入・組頭だけでなく老農もともに「吟味」するなど、備荒における百姓仲間の自治の作法から内容まで具体的に説明している。その上で清庵は、村人同士だけではやはり不行き届きの恐れがあり、「御役人」による「御見届」も欠かせないものであると述べている。

凡て世間の人情古代と事かはり、金銀米穀の事に付てハ、親疎の差別なく、疑心多くなり⁽¹⁵⁾
ぬれハ、此種芸の術、成就したる村にて、過分の金銀、肝入、組頭のミにて裁判しなハ、⁽¹⁶⁾
必邪曲成る農夫ありて、訟獄の基となりぬへし。又肝入、組頭も、棗、桑、柿、栗よりの⁽¹⁷⁾
年貢を納ざる農夫ありとて、嚴重に糺明もなりがたき事なるゆゑ、惣農夫談合して、年⁽¹⁸⁾
貢を出し、雑石（穀）を買ふ時節になりなば、上に願ひ奉り、壹ヶ年に一度つゝ、御役人⁽¹⁹⁾
の御見届を得て、不埒にならぬ様にして肝入、組頭預り置なバ、万代の計なるべし⁷¹⁾〔筆⁽²⁰⁾
者下線〕

つまり、清庵による「民間備荒」は基本的に村の自治の下で行うものだが、従来「金銀米穀の事」については人の心が惑わされやすいため、同じ百姓仲間の成員である肝入・組頭のみならず、任せると必ず悪知恵を働く村人が現れてしまい、村の秩序を脅かすことになる。したがって、全村で談合した上で、年貢を上納し「雑石」を買う時節には、年に一度の藩役人による監督を藩に依頼する必要がある。つまり、藩側の監督は村の自治を維持する上で必要不可欠な抑止力であると、清庵は考えていた。

5 むすびに代えて

宝暦～天明期（1751～89）は、藩＝公儀の御救から「地域の行財政的な危機管理」へ移行を

示し始めた時期すなわち救荒システムの転換点とされているが⁷²⁾、『民間備荒録』は正にこういった転換点において成立したものである。

以上からわかるように、『民間備荒録』は宝暦5年12月成立の当初において、救荒・備荒の手引書として一関藩領内の村役人である肝入・組頭に与えられる以前に、まずは建言書として藩の家老に献上された。同書の論理構造は為政者側の関心を引く上書的性格を備えているのみならず、「民間備荒」の構想そのものが藩の荒政を強く意識して打ち出されたものである。確かに、清庵による「民間備荒」は藩の荒政が行き詰まりを見せ始めた時期において構想されたものだが、荒政を批判するものでもなければ、干渉するものでもなかった。清庵の「民間備荒」の構想は、「賦食の助」すなわち荒政の肩代わりになり得るものであり、村の自治に基づいて、百姓仲間が主体として能動的に行う飢饉対策である。

こうした「民間備荒」は藩権力がまったく関与しないものでは決してなかった。「民間備荒」における藩権力の関与、すなわち藩役人による監督は村の自治を制限するという意味ではなく、むしろ村の秩序を守るための、金銭・米穀をめぐる争いや犯罪への不可欠な抑止力を意味している。つまり、清庵から見て「民間」とは藩側と支え合う関係にあるものである。このような「民間」と藩、「民間備荒」と荒政の関係性の捉え方は、一つは一関藩が御救に尽力してきたことにより、もう一つは清庵が医学修業の時代より築き上げた藩への信頼に由来するものであると考えられよう。

ただし、自ら「農夫の恩」に報いる「小禄ある者」立場から「民間備荒」を論じていた清庵は「民間」の外側にいる者であり、為政者側との間も明確な距離が存在していて、いわば「中間的」な者である。この「中間的」とは身分階層的な意味だけではなく、もっとも重要なのは、「民間」と為政者側との間における「知の媒介者」⁷³⁾ という意味である。

『民間備荒録』の凡例で示されているように、清庵は同書の執筆に着想を得たのは明代の備荒政策書『荒政要覧』に触発されたためである。同書の構成から内容から見て、とりわけ『荒政要覧』の卷九と卷十に全面的に依拠しており、他にも『農政全書』や『牧民忠告』（救荒第七）など、荒政論に関する漢籍を多く参照している。しかし、これら為政者側向けの「書物知」をそのまま引用するのではなく、『農業全書』や『大和本草』など日本における通俗的な農書・本草書の記載を参考に挙げつつ、一関地方の方言・俗称を併記し、卑近な事例を挙げるなど平易な書き方で再解釈を加えた⁷⁴⁾。一方、清庵は肝入・組頭・老農らから聞き集めた一関地方の備荒・救荒の経験談、すなわち民間の「経験知」も書き留めている。つまり、清庵は『民間備荒録』の編成過程において、為政者側や知識人向けの「書物知」と民間の「経験知」を同時に組み入れた。「民間備荒」の構想における具体的な知の編成の仕方について、また別の機会で論じることにするが、本稿の最後において、宝暦の飢饉以降における『民間備荒録』の受容に伴い、為政者側と「民間」は清庵の「民間備荒」に媒介された互いの「知」を共有し

合って、共通する知の基盤が拡大していったことを展望することに留めておきたい。

注

- 1) 「民間備荒録・凡例」（『日本農書全集 18』〔農山漁村文化協会，1983年〕40～41頁）。『民間備荒録』の原文にはルビがふってあるが、本稿では引用するにあたり、ルビを削除した。
- 2) 安孫子麟・守屋嘉美「解題」（『日本農書全集 18』225～230頁）。
- 3) 白杉悦雄「『民間備荒録』の世界——救荒植物の発見」（『東北学』8，2003年）。白杉は救荒書の内容を目的に応じて「為政者が荒政を行うための知識」を教える「政策マニュアル」と、「民が飢饉を自力で生き延びるための知識」を教える「サバイバル・マニュアル」の二種類に大別している。『民間備荒録』はその後者に区分され、「日本でははじめて民や民と直接に接する邑長保正に向けて語られた救荒書である」とされている（白杉悦雄「日本における救荒書の成立とその淵源——建部清庵『民間備荒録』を中心に——」〔山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界 上』思文閣出版，1995年〕138～173頁）。
- 4) 菊池勇夫『近世の飢饉』（吉川弘文館，1997年）146頁。
- 5) 志茂元寿延年のことと思われる。一関藩士の家に生まれ、宝暦4年（1754）12月に家督相続し、始めて医業をもって仕官した（関元龍著、西田耕三編『八巻本関藩列臣録』第4巻〔耕風社，1995年〕225頁）。二代清庵の門人ともされている（一関市史編集委員会編『一関市史』第2巻各説I〔一関市，1978年〕261頁）。
- 6) 志茂逸群「民間備荒録・序」（『日本農書全集 18』25頁，原文は返り点付き漢文）。
- 7) 同前，26頁。（）付のルビは筆者によるものである。以下同。「執事ノ大夫」について、安孫子麟・守屋嘉美による「解題」では「奉行，代官等」と解釈しているが（前掲書，211頁）、菊池勇夫は「家老」と解釈している（前掲菊池書，145頁）。「上命ヲ請ニ及バズ，下モ衆ニ詢ラズ」して即決する権限を有することから、「家老」という菊池の解釈の方は妥当であると思われる。『関藩列臣録』を見るに、宝暦5年の段階で在職中の家老は伊藤直芳・平田範高・梶山次徽・高嶋信正の四人だが、そのいずれかが清庵の建言を聞き入れたのだろう。
- 8) 安孫子麟・守屋嘉美「解題」（前掲書，211頁）。
- 9) 同前菊池書，144～146頁。
- 10) 菊池勇夫「近世後期の社会思想」（宮地正人他編『政治社会思想史』新体系日本史4，山川出版社，2010年）303頁。
- 11) 菊池勇夫「仙台藩における備荒貯蓄論の展開」（『キリスト教文化研究所研究年報 民族と宗教』55，2022年）7頁。
- 12) 長田勝郎「建部清庵の系譜について」（『岩手県南史談会研究紀要』3，1955年）で紹介されている。以下参照される「系譜書」の内容はすべてこの論文によるである。
- 13) 建部家の墓碑文について、山形敏一「医学者としての建部清庵」（『日本医史学雑誌』第23巻第4号，1977年），前掲『一関市史』第2巻での紹介が詳しい。
- 14) 前掲『八巻本関藩列臣録』第3巻，219～220頁。
- 15) 前掲『一関市史』第2巻，260頁。
- 16) 文政8年（1825）板『瘍医新書』（京都大学附属図書館所蔵『富士川文庫』），原文は返り点付き漢文。

- 17) 同前。
- 18) 三代平田八兵衛重定、二本松丹波侯の臣下長岡平左衛門某の子で、平田家に養子入りし、延宝6年(1678)11月に家督相続し、のちに家老となったが、故あって免職になった。元禄8年頃にはその養子の縫殿助範英が家老を任じていた(前掲『八卷本関藩列臣録』第1巻, 278頁)。
- 19) 明和8年8月付建部清庵「備荒草木図題言」(『日本農書全集68』〔農山漁村文化協会, 1996年〕64~65頁)。
- 20) 前掲『八卷本関藩列臣録』第3巻, 220頁。
- 21) 前掲長田論文。
- 22) 『芦東山日記』神奈川大学日本常民文化叢書4(平凡社, 1998年)390頁。
- 23) 「松寿哲」について、山形敏一は幕府医官の今大路家を世師とする近習組の内科・松井玄水昌謙のことではないかと指摘しているが、確証に成り得る史料がない(前掲山形論文)。これに比べ、同時代の芦東山による「外科小松善庵」という記述の方は信憑性が高いと考える。
- 24) 『蘭学問答』(平野満「新出史料『蘭学問答』と『瘍医問答』——『和蘭医事問答』の初稿と第二稿——」〔『駿台史学』第130号, 2007年〕14頁)。
- 25) 同前, 6頁。
- 26) 安孫子麟・守屋嘉美「解題」(前掲書, 203~204頁)。
- 27) 『蘭学問答』(前掲論文, 7頁)。
- 28) 曾根源蔵のこと。一関の農家兼商家に生まれ、清庵に入門し医となり、その際に意三と改称した。元文2年(1737)10月6日に藩医となる(前掲『八卷本関藩列臣録』第3巻, 273頁)。
- 29) 「民間備荒録・跋」(『日本農書全集18』193頁)。
- 30) 大島晃一「陸奥国一関藩医建部清庵塾の診療記」(『一関市博物館研究報告』4, 2001年)。
- 31) 「河内屋可正旧記 巻五」(野村豊・由井喜太郎編『河内屋可正旧記』〔清文堂出版, 1955年〕62頁)。
- 32) 同人は江戸遊学の際に建部清庵の本草や阿蘭陀流外科に関する質問状を預かって、平賀源内・杉田玄白と清庵の文通のパイプ役を果たし、『備荒草木図』と『和蘭医事問答』の成立に深く関わっていた人物でもある。また、天明3年に関龍作と同議し学校を設け、天明大飢饉の際に神効丸を作製して窮人を救ったことで、藩に召し抱えられた(前掲『一関市史』第2巻, 267頁)。
- 33) 「民間備荒録・題言」(『日本農書全集18』5頁)。「選此篇非有意偏救世之蒼生」について、続きの「書肆申椒堂請上梓、辞固請」という出板を一旦断った経緯からみると、同書の中での読み下し文「此の篇を選ぶは意有るに非ず、徧く世の蒼生を救い」は誤読であり、正しくは「此の篇を選ぶは徧く世の蒼生を救う意有るに非ず」であると考えられる。
- 34) 前掲菊池書, 142~143頁。
- 35) 鈴木幸彦「一関藩田村氏の基礎的考察(その1)——支藩としての従属化の過程を中心に——」(『岩手県立博物館研究報告』第3号, 1985年)。木村礎他編『藩史大事典』第1巻(雄山閣出版, 1988年)136頁。
- 36) 一関藩の買米制と財政状況については前掲『藩史大事典』第1巻137・142頁、及び前掲『一関市史』第2巻35~37頁を参照。
- 37) 菊池勇夫「近世中期における救荒システムの転換——仙台藩の宝暦飢饉を事例に——」(『キリスト教文化研究所研究年報』33, 1999年)。
- 38) 前掲菊池書, 144頁。
- 39) 「民間備荒録・凡例」(『日本農書全集18』39頁, 〈 〉内は底本における二行割小字, 以下同)。

- 40) 「備荒草木図・題言」（前掲書 63 頁，〈 〉内は底本における二行割小字）。
- 41) 前掲菊池論文，1999 年。
- 42) 『岩手県史』第 4 卷近世篇第 1（名著出版，1972 年），1360 頁。
- 43) 安孫子麟・守屋嘉美「解題」（前掲書，213 頁）。
- 44) 「民間備荒録・凡例」（同前，40 頁）。
- 45) 同前，41 頁。
- 46) 「民間備荒録・序」（同前，37 頁）。
- 47) 「民間備荒録・凡例」（同前，40 頁）。
- 48) 「野総茗話 卷一」（栃木県史編さん委員会編『栃木県史』史料編・近世 8〔栃木県，1977 年〕694 頁）。
- 49) 「林家童蒙解 卷之上」（同前，723 頁）。ただし同時に，譚北は「百姓の恩」に対する「天子」の責務も説いており，つまり「『百姓の恩』——『(天子の) 御恩』の相互性」が認められる（佐久間正『徳川日本の思想形成と儒教』〔ぺりかん社，2007 年〕508 頁）。
- 50) たとえば清庵の高弟であり，同じく一関藩医の家に生れのちに仙台藩医となった大槻玄沢（1757～1827）は『蘭学階梯』の執筆動機の最後に「国家昌平，聖恩ノ万一ヲ報ンコトヲ欲シテナリ」という建前のような文言を付している（『蘭学階梯 卷之上』〔『洋学 上』日本思想大系 64〔岩波書店，1976 年〕341 頁）。
- 51) 山本真功『偽書『本佐録』——江戸の政道論書』（平凡社，2015 年）172～179 頁。
- 52) 「本佐録」（滝本誠一編『日本経済叢書』巻 1〔日本経済叢書刊行会，1914 年〕19 頁）。
- 53) 「農業全書叙」（『近世科学思想 上』日本思想大系 62〔岩波書店，1972 年〕73 頁。原文は漢文）。
- 54) 「農業全書自序」（同前，70 頁）。
- 55) 「農業全書卷之一 農事総論」（同前，84 頁）。
- 56) 若尾政希「農業の思想」（苅部直他編『自然と人為——「自然」観の変容』岩波講座日本の思想第 4 巻〔岩波書店，2013 年〕192～193 頁）。
- 57) 『日本農書全集 13』（農山漁村文化協会，1978 年），380 頁。
- 58) 前掲「農業全書叙」・「農業全書自序」。
- 59) 志茂逸群「民間備荒録序」（『日本農書全集 18』26～28 頁）。
- 60) 「民間備荒録・卷之上 備荒樹芸之法」（同前，96 頁）。
- 61) 「民間備荒録・卷之上 備荒儲蓄之法」（同前，106 頁）。
- 62) 「民間備荒録・卷之上 備荒樹芸之法」（同前，91 頁）。
- 63) 鈴木彦彦「一関藩田村氏の基礎的考察（その 2）——地方知行と面扶持をめぐって——」（『岩手県立博物館研究報告』第 5 号，1987 年）。
- 64) 郷内新四郎勝清，延享 4 年に目付役を任じ，学を好み，景德公（田村村隆）の時に度々講筵を侍するという（前掲『八卷本関藩列臣録』第 2 卷，246 頁）。
- 65) 「民間備荒録・卷之上 備荒樹芸之法」（前掲書，55～56 頁）。
- 66) 同前，56 頁。
- 67) 同前，58 頁。
- 68) たとえば「武士の職分論」として認められる山鹿素行の士道論において，農工商に対し，武士の社会的役割として政治支配・生産方法の教示・道徳的教化が挙げられている（佐久間正「職分論の形成とその特質」〔前掲佐久間書〕を参照）。

- 69) 「民間備荒録卷之上 備荒儲蓄之法」(前掲書, 103~104頁)。
- 70) 同前, 101~103頁。
- 71) 同前, 109~110頁。
- 72) 前掲菊池論文, 1999年。
- 73) この点について, 三宅正彦による「中間的文化層」は示唆的である。「中間的文化層」は三宅が提示している「近世の思想的成層」のうちに, 「訓点付きの漢文や国字解などの二次的著作・翻刻」つまり「通俗書」によって主として知識を得, 比較的平易な「漢字・仮名まじり文や日本語的文脈の漢文体的文章で著書を書く」知識人を指すカテゴリであり, 漢文の白文や万葉仮名などで書かれた原典を読解し解説書を書く「専門的知識層」と口伝で知識を伝承する「非文字文化層」の「媒介」として位置づけられている(三宅正彦「安藤昌益における『東北』」(『日本思想史学』30, 1998年)。
- 74) 白杉悦雄によると, すでに宋~明代にかけて顕著になりつつある中国救荒書の「世俗的・実用的な知識を重視する傾向」は, 『民間備荒録』に受容される際に一層拡大・強調されるようになり, これは日本の本草学などにおける「実用的知識の普及をはかる」態度や傾向とも一致するものである(白杉悦雄「救荒書の思想史的研究」〔京都大学博士学位論文, 1997年〕)。

要 旨

本稿では、宝暦5年（1755）より発生した奥羽地方の飢饉の際に、一関藩医・建部清庵が藩内の村々における飢饉対策のために書き上げた『民間備荒録』の成立経緯に着目して、同書は村役人の肝入・組頭を教えるための救荒手引書と藩の家老向けの建言書と、二つの性格を備えていることを明らかにした。同書における「民間備荒」の構想そのものは一関藩の荒政を強く意識して打ち出されたものであった。宝暦の飢饉における一関藩の御救が行き詰まりを見せ始めた中で、清庵は「民間」に着目し、藩の荒政に干渉しない範囲でその肩代わりとして、村々の肝入・組頭を先頭に百姓仲間が主体的・能動的に行う飢饉対策を構想した。こうした「民間備荒」は村の自治に基づくものだが、先行研究で指摘されているような、藩権力がまったく関与しないものでは決してなかった。むしろ村の自治を維持するために、藩側の監督は必要不可欠であると清庵は考えていた。つまり、清庵から見て「民間」（百姓仲間）とは藩側と支え合う関係にあるものであった。このような「民間」と藩、「民間備荒」と藩の荒政の関係性の捉え方の背景には、一関藩が御救に尽力してきたことと、清庵が医学修業の時代より築き上げた藩への信頼があった。最後に、藩医としての清庵は「民間」と藩の「中間」に立つ者であり、両者の間における「知の媒介者」として位置付けられることに言及し、宝暦の飢饉以降における『民間備荒録』の受容に伴い、為政者側と「民間」は清庵の「民間備荒」に媒介された互いの「知」を共有し合って、共通する知の基盤が拡大していったことを展望した。

キーワード：藩医、宝暦の飢饉、救荒、村役人、民間

Abstract

This paper focuses on the conception of the “*Minkan bikōroku*”, written by Takebe Seian, an Ichinoseki clan doctor, in order to combat Hōreki famine (1755–1756). I will argue that this book has two characteristics: on the one hand, it is a famine relief manual for village officials, on the other, it is a proposal for the chief clan retainers.

The idea of “*minkan bikō*”, meaning famine relief proactively carried out by the peasant groups, was strongly conscious of the famine policy of the Ichinoseki clan. Therefore, “*minkan bikō*”, while based on the autonomy of the village, was by no means completely independent of clan authority. In other words, according to Seian’s view, the peasant groups had a mutually supportive relationship with the clan. Supporting this relation were the relieve efforts of the Ichinoseki clan during the Hōreki famine, and the trust built up by Seian since his days of medical training. Finally, as a clan doctor, Takebe Seian acted as an “intelligence intermediary” between the peasant groups and the clan.

Keywords: clan doctor, Hōreki famine, famine relief, village officials, peasant groups